

# 認知症による資産凍結対策を考える ～長くなったセカンドライフのリスク対策～

認知症が進むと意思能力が失われ、法律行為が出来なくなります。また定期預金の解約・不動産の賃貸借・売却・修繕契約が難しくなり、遺言が書けなくなるという事も重大です。

認知症に備えどのように準備すればよいか、資産形成の専門家が分かり易くお話しします。

日時: 5月14日(水)

時間: 9時30分～11時30分

参加費: 500円(資料代として)

定員: (WEB・電話窓口合計)20名

場所: 3階会議室2

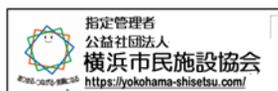
申し込み方法: 4月11日

0時よりWEB・10時より電話・窓口にて受付

先着順



\*あおばFPくらしの会 共催



問い合わせ 申込み

横浜市青葉区あざみ野2-3-2

山内地区センター TEL045-901-8010

HP <https://yokohama-shisetsu.com/yama/>

